当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑯　技術提案等の採否　採否については競争参加資格の確認通知にて併せて通知する。

⑰　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kaoru Ikeda Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Quakeproof improvement works of the freight handling area in the Rokkou Island district, Port of Kobe

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 14 : 00　25 August 2015

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　21 October 2015 (tenders brought with : 14 : 00　21 October 2015 or submitted by mail : 14 : 00　21 October 2015)

(6)　Contact point for tender documentation : Eiji Ishizaki Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月23日

契約責任者　日本郵便株式会社
管財室担当執行役員　井上　　進

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　新広島郵便処理施設（仮称）新築工事

(3)　工事場所　広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字砂糖造

(4)　工事内容　本工事は郵便専用施設の新築工事である。なお、付随する設備工事は本工事に含まれる。敷地面積　約37,200㎡　構造　鉄骨造　地上４階　規模　延床面積　約23,710㎡（本館：約23,600㎡、付属舎：約110㎡）用途　郵便専用施設

(5)　工期　2017年３月10日まで

(6)　使用する主要な資機材　コンクリート14,000㎥、鉄骨2,900ｔ、鉄筋1,400ｔ、板ガラス600㎡、電気式マルチエアコン21台、電気式パッケージ空調室外機１台、屋内型キュービクル（19面　3,110KVA）エレベーター５基、油圧リフト２基

(7)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

(8)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　取引先の資格

次の(1)及び(2)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ(4)の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1)　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次に該当しない者であること。

ア　以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ｱ)　不正又は不誠実な行為をした者

(ｲ)　不法行為をした者

(ｳ)　契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(ｴ)　安全管理の措置が不適切であると認められる者

(ｵ)　契約相手方として不適切であると認められる者

(ｶ)　その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。

ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ　自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ｱ)　暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(ｲ)　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ｳ)　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(ｴ)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(ｵ)　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(ｶ)　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、広島県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省中国地方整備局又は広島県から指名停止を受けていないこと。

③　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2)　単体参加者及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,200点以上、電気の総合評定値が900点以上及び管の総合評定値が900点以上の全てについて通知を受けていること。

②　入札説明書に示す建物用途の建物で、2005年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上３階建て以上かつ延床面積が19,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

③　次の掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。